

3. 議会関係
 (5) 政務活動費に関する調査 (令和5年4月1日現在)
 ① 都道府県分

都道府県名	交付の対象	交付員1額人(千円/月)	交付方法	交付時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間(年)				収支報告書の公開方法(複数選択可)				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書の添付の義務付けの有無				収支報告書の検査主体					備考							
					意見聴取した第三者(機関)等の名称	①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法(複数選択可)				添付が義務付けられる書類等(複数選択可)				活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法(複数選択可)				検査主体名(複数選択可)	①の内容		②の内容	③の内容	④の内容	検査方法			
													①	②	③	④	①	②	③	④		①	②	③	④								①	②	③
北海道	③ 会派及び議員	530	① 前払い	① 毎月	無	無	5	○				有	全て	・全ての支出に係る領収書等 ・事務所状況報告書 ・職員雇用状況報告書 ・各種契約書等	可	○				有	○	○	○	○	○	○	有	○					北海道議会政務活動費調査等協議会	・収支報告書及び領収書等の写しのうちから抽出により調査を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、調査の結果を議長へ報告する。	左記「議員1人当たりの交付月額」のうち、10万円は所属会派へ交付
青森県	② 議員のみ	310	① 前払い	① 毎月	無	無	5	○	○	○		有	全て	全ての支出に係る領収書等又は支出証明書	可		○	○	有	○	○	○	○	○	○	○	有							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)	
岩手県	② 議員のみ	310	① 前払い	② 四半期	4.7.10.1月	無	5	○	○	○	○	有	全て	・全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し ・会計帳簿のうち支出に関する部分の写し	可	○	○	○	無								無							収支報告書に活動報告書の添付は義務付けていないが、領収書等の添付様式に行先や相手方を記載するようにしている。	
宮城県	④ その他 会派又は無会派議員	350	③ その他	③ 半年	4.10月	無	6	○	○			有	全て	領収書、支払証明書	可	○	○	有		○	○	○	○	○	○	○	有					会派の経理責任者及び幹事長	・所属議員から会派に提出される月毎の支出報告書(政務活動記録簿、領収書等含む)を経理責任者及び幹事長が審査した後、当該議員に精算払い(③) ・会派及び無会派議員から事務局に提出される月毎の支出報告書(同上)を事務局職員が確認し、疑義があれば会派を通じて議員に確認。最終的には当該年度の収支報告書として確認する(④)		
秋田県	③ 会派及び議員	310	① 前払い	② 四半期	4.7.10.1月	無	5	○	○			有	全て	・支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出の事実を証する書類の写し ・上記の書類の取得が困難な事情があった場合は、議長が定める様式による書面(支払証明書) ・会議等の開催通知等の写し	可	○	○	有	○	○					有	○							議長の調査権に基づき、収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出等について助言等を実施	・議員個人へ28万円、会派へ議員1人当たり3万円を月額交付 ・収支報告書と領収書その他の支出の事実を証する収支報告書添付書類をHPで公開	
山形県	③ 会派及び議員	310	③ その他	⑤ その他	前四半期分の収支報告書を提出した後、交付申請を行う(事前審査・後交付)	無	5	○	○			有	全て	政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○	○	有	○	○						有							「活動報告書」に関して、国内・海外視察に限らず、研修、会議、陳情活動等についても、政務活動の内容がわかるよう領収書等添付票等に個別に記載するよう、手引に記載例などを掲載している。		
福島県	① 会派のみ	300	① 前払い	② 四半期	1.4.7.10月	無	5	○	○			有	全て	・領収書 ・領収書の徴収が困難なものについては、その他支出を証明する書類	可		○	無								有							会派担当者経由で提出させ、複数人チェック。報告書の不備などについて指導助言等を実施。	左記「議員1人当たりの交付月額」については、条例において月額350千円と規定されているところ、平成21年4月から令和6年3月までの間においては、月額300千円に減額している。	
茨城県	① 会派のみ	300	① 前払い	② 四半期	4.7.10.1月	無	5	○	○	○		有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・領収書その他の証拠書類の取得が困難なときは、支払証明書	可		○	○	有	○	○	○	○	○	○	○	有					茨城県議会政務活動費調査等審査会(弁護士・公認会計士各1名)	・収支報告書及び添付書類を抽出検査し、必要に応じて指導、助言(②) ・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて指導、助言(④)		
栃木県	① 会派のみ	300	① 前払い	② 四半期	1.4.7.10月	無	5	○	○			有	全て	領収証、支払証明証	可		○	有		○	○					有							・四半期毎に抽出案件等を調査(②) ・毎月、執行状況報告書及び領収書を提出させ、内容確認後に所要経費を支払う(③) ・随時、内容確認(④)		

都道府県名	交付の対象		交付月1額(千円/月)	交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間(年)				収支報告書の公開方法(複数選択可)				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告等の添付の義務付けの有無				収支報告書の検査主体					備考											
	その他の内容	その他の内容		②～⑤の場合の支払時期	意見聴取した第三者(機関)等の名称	①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法(複数選択可)				添付が義務付けられる書類等(複数選択可)				活動報告等の添付の義務付けの有無				検査主体名(複数選択可)																	
													①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書等)	活動報告等の添付の有無	活動報告書の公開方法(複数選択可)				①第三者(個人) ②第三者機関 ③党派 ④議会事務局 ⑤その他	①の内容	②の内容	③の内容	④の内容	検査方法																	
																①	②	③	④							①	②	③	④	①		②	③	④	⑤							
群馬県	①党派のみ		300	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○	○	有	全て	領収書	可	○	○	○	○	有									収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言を実施										
埼玉県	①党派のみ		500	①前払い		②四半期	毎四半期の最初の月の15日	無		5	○	○			有	全て	全ての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付・広報紙等を発行した場合は、広報紙等	可	○	○			有								条例、規定、運用指針に基づく支出であり、必要な証拠書類が添付されているか確認											
千葉県	③党派及び議員		400	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		3		○	○		有	全て	1 領収書の写し 2 出納簿の写し 3 支出伝票の写し	可			○	○	有								収支報告書及び添付書類を確認し、必要に応じて修正させる※提出期限内に実施(④)	左記「議員1人当たりの交付月額」については、党派に対する1人あたり5万円支給、議員に対する35万円支給の合算である。										
東京都	①党派のみ		500	①前払い		①毎月		無		5	○	○	○		有	全て	・全ての支出に係る領収書の写し ・会計帳簿の写し ・議長が定める書類(各種の活動記録簿等)の写し	可	○	○			有	○	○	○					調査委託、会合、政策推進等活動等	可	○	○			有	○	○	○	東京都議会政務調査等協議会 各党派の経理責任者、党派代表者等	・各党派で収支報告書や領収書等を全件チェック後、議長に提出(③) ・議長の調査権に基づき、関係書類の提示を受けて、全案件を調査(④) ・収支報告書及び領収書等に関し抽出検査を行い、指導・助言等実施(②)
神奈川県	④その他 党派、議員又は議員の選択制		530	③その他	概算払い	①毎月		無		5		○	○		有	全て	領収書その他の証拠書類、会計帳簿	可			○	○	有								政務活動費(県外・国外)支出票、調査研究費支出票	可	○	○			有	○	○	党派の経理責任者	・主として「使途が政務活動費に充てることができる経費の範囲に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」について確認(議長への提出前にも概ね四半期ごとに実施)(④)	
新潟県	③党派及び議員		281	①前払い		①毎月		無		5	○	○	○		有	全て	支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○	○	○		有	○	○	○						「政務活動費の手引き」との整合性、計算誤り、誤字・脱字等についての確認										
富山県	①党派のみ		300	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○		有	全て	領収書等証拠書類、会計帳簿	可	○	○	○	○	有	○	○	○						会議、要望活動等	可	○	○	○		有	○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施
石川県	③党派及び議員		300	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○			有	全て	・全ての支出に係る領収書 (・領収書を徴しがたい場合は、「政務活動費支出証明書」を記入)	可			○	○	有	○	○									・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施								
福井県	③党派及び議員		300	①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○			有	全て	・全ての支出に係る領収書等、支払証明書 ・リース契約書等	可	○	○			有	○	○	○						陳情等報告書(県外)	可	○	○			有	○	○	福井県議会政務活動費検討会	収支報告書および添付書類を検査 左記「収支報告書への活動報告等の添付の義務付けの有無」のうち、研修報告書、陳情等報告書については、県外分のみ添付を義務付け。 左記「収支報告書の検査主体」のうち、福井県議会政務活動費検討会は、特に必要と認める事項がある場合に検討等を行う。
山梨県	③党派及び議員		280	③その他	概算払い	①毎月		無		5	○	○			有	全て	領収証、支出の対象となった印刷物等	可			○	○	有	○	○	○						意見交換会等活動報告書	可	○	○	○		有	○			・収支報告書及び添付書類について、議会事務局で確認している。(④) 党派に対しては、一人あたり月額50千円の範囲内の額を支給する。
長野県	①党派のみ		310	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○			有	全て	・原則として全ての支出に係る領収書 ・領収書等が取得できない場合にあっては「政務活動費支出証明書」を整備 ・交通費のうちJR運賃、ガソリン代等については添付不要	可			○		有								○政務活動の概要	可	○	○			無					

都道府県名	交付の対象 その他の内容	交付員月1額人当り(千円/月)	交付方法 その他の内容	交付時期 ②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法(複数選択可)				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書の検査主体					備考				
							①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲 その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等可 ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	添付が義務付けられる書類等(複数選択可)				活動報告書の閲覧等可 ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	検査主体名(複数選択可)									
							①	②	③	④				①	②	③	④		①	②	③	④	①		②	③	④	⑤
							①	②	③	④				①	②	③	④		①	②	③	④	①		②	③	④	⑤
岐阜県	②議員のみ	330	①前払い	②四半期 4.7.10.1	無	5	○	○	○	○	有	全て	領収書、利用明細書、通帳の写し等	可	○	○	○	○	有							・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて指導・助言		
静岡県	①会派のみ	450	①前払い	①毎月	無	5	○	○	○	○	有	全て	・全ての支出に係る領収書 ・支払証明書(公共交通機関で領収書が発行されない場合等)	可	○	○	○	○	有					会派の経理責任者、会派会長等	・所属議員から会派経理責任者に領収書等を提出させ、確認後、支払(③) ・議長に提出前に議会事務局で確認し、不適切な支出について助言等を実施(④)			
愛知県	③会派及び議員	500	①前払い	①毎月	無	5	○	○	○	○	有	全て	・全ての支出に係る領収書	可	○	○	○	○	有							・議長への提出後、収支報告書及び領収書等の写しについて、点検を実施(議長への提出前にも四半期ごとに任意で実施)		
三重県	③会派及び議員	330	①前払い	②四半期 4.7.10.1	無	5	○	○	○	○	有	全て	【証拠書類の写し】 ・領収書 ・旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書 ・領収書を徴し難い場合は支出確認書 【議長が別に定める書類】 ・1件1万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し	可	○	○	○	○	有					県監査委員事務局	・議員1人当たりの交付月額の内訳は、会派分180千円/月、議員分150千円/月、 ・附則により、令和元年5月1日から令和5年4月29日まで、会派分は51,000円/月 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで、会派分は1,500円/月			
滋賀県	③会派及び議員	300	①前払い	②四半期 1.4.7.10月	有 ・滋賀県商工会議所連合会会長 ・連合滋賀会長 ・滋賀県青年団体連合会会長 ・滋賀県地域婦人団体連合会会長	5	○	○	○	○	有	全て	領収書およびその他証拠書類の写し	可	○	○	○	○	有							(交付月額の補足) 会派に所属しない議員には月額20万円を交付		
京都府	③会派及び議員	540	①前払い	②四半期 1.4.7.10月	有 地方自治法の一部改正を受け、新たな政務活動費に関する条例の検討に当たり、平成24年11月に議会運営委員会に政務活動費検討小委員会を設置し、参考人として学識経験有する者の出席を求め、交付額や使途項目等について、意見を聴取しながら公開で集中的に協議した。	5	○	○	○	○	有	全て	①定められた貼付用紙に貼付した領収書の写し ②会計帳簿 ③事務所状況等説明書 ④印刷物配布費用等説明書 ⑤備品台帳⑥その他議長が必要と認める書類・調査研究費：府外調査時の行程表、経費内訳・広聴広報費：印刷物、成果品・要請陳情活動費：府外活動時の行程表、経費内訳、印刷物、成果品・研修費：研究会・講演会参加の案内資料、次第・会議費：会議開催時の案内資料、次第	可	○	○	○	○	有							確認作業の対象は全会派及び全議員から提出されたすべての書類とし、原則として書面上の確認を行う。		
大阪府	③会派及び議員	590	①前払い	①毎月	無	5	○	○	○	○	有	全て	・会計帳簿 ・活動記録簿 ・支払明細書 ・事務所状況報告書 ・職員雇用状況報告書 ・領収書貼付用紙(すべての領収書等の写しを貼付)	可	○	○	○	○	有							(1) 議会事務局職員による書類確認(全会派及び全議員)。 ・提出すべき書類がもれなく提出されているか。 ・提出書類の記載内容について、計算誤りや記載誤り、按分比率の誤りがないか。 ・手引に合致しているか確認。 (2) 政務活動費検査等協議会による検査 ・会派及び議員のうちから抽出により、検査を実施。(主に使途基準に合致しているか否かを中心に検査。)		
兵庫県	①会派のみ	450	③その他 会派に前払い後、所属議員に精算払い	②四半期 1.4.7.10月	無	5	○	○	○	○	有	全て	領収書等添付様式、支払証明書、会計帳簿、領収書、海外視察調査計画書、職員雇用関係書類(雇用通知書、契約書、雇用に関する申出書等)、各種契約書等、会議の通知、委託業務の成果、広報誌、備品台帳、切手受払簿、回数券等使用簿、定期券使用簿等	可	○	○	○	○	有					会派の経理責任者、会派会長等	・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出(③)、事務局確認後、会派より精算払い(④)			

都道府県名	交付の対象 その他の内容	交付員 月1額人 当(千円/月)	交付方法 その他の内容	交付時期 ②～⑤の場合の支払時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者(機関)等からの意見聴取の有無 意見聴取した第三者(機関)等の名称	収支報告書の保存期間(年)	収支報告書の公開方法(複数選択可)				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書等の検査主体					備考								
							①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲 その他の内容				領収書等の公開方法(複数選択可) ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等(複数選択可) ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他(会議、陳情活動等報告書等)				活動報告書の公開方法(複数選択可) ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名(複数選択可) ①第三者(個人) ②第三者機関 ③党派 ④議会事務局 ⑤その他					
							①	②	③	④	有	無	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③		④	⑤						
奈良県	③ 党派及び議員	300	① 前払い	② 四半期	無	5	○	○			有	全		政務活動費の支出に係る領収書その他議長が規定で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し(会計帳簿、支出に係る領収書または支出証明書、政務活動記録簿、雇用状況報告書、雇用契約書、貸金台帳、事務所状況報告書、貸借契約書、広報誌等、備品台帳、切手受払簿、各種契約書等)	可	○	○					有						議会事務局職員による書類確認(全党派及び全議員)手引きに基づき確認 ・提出書類の確認 ・提出書類の記載内容、計算誤り、按分比率の確認 ・充当経費が使途基準に適合しているか確認				
和歌山県	③ 党派及び議員	300	① 前払い	② 四半期	無	5	○	○	○		有	全	領収書	可	○	○					有						・収支報告書に記載された支出額に対応した領収書等が添付されているか等の確認					
鳥取県	② 議員のみ	250	① 前払い	② 四半期	無	5	○	○	○	○	有	全	・全ての支出に係る領収書及びその他の書類 ・事務所における政務活動事務所状況報告書 ・事務所費・事務費・広報費における費目ごとの按分率一覧 ・人件費における政務活動業務実績表・領収書	可	○	○	○	○		有						・収支報告書及び添付書類を検査し、指針に沿った支出や必要な領収書等の添付がなされているか等の点検を行っているか等の点検を行い、必要に応じて個別に内容確認を行っている。						
島根県	③ 党派及び議員	300	① 前払い	② 四半期	無	5	○		○		有	全	・全ての支出に係る領収書 ・領収書等の取得が困難な場合、例外的に東京等における現地の公共交通機関(JR・私鉄等)の運賃(1日当たり充当額は2千円の定額)等について支払証明書の作成による	可	○		○			有						・収支報告書及び領収書等の記載漏れや添付書類の不足等に関する確認を実施						
岡山県	② 議員のみ	350	① 前払い	② 四半期	無	5	○	○			有	全	領収書等の写し	可	○						無											
広島県	① 党派のみ	350	① 前払い	② 四半期	無	5			○		有	全	調査研究事業実施報告書 全ての支出に係る領収書その他証拠書類(具体的な調査内容等を記載した支出状況表や複雑な行程の調査では整理票(場所、目的、内容、相手方、経費の内訳)等を添付)	可			○			有						提出された収支報告書及び領収書について、議会事務局において複数人で検査している。検査にあたっては、年度当初に検査担当者全員に対して実施要領等を用いた研修会を実施している。						
山口県	② 議員のみ	350	① 前払い	② 四半期	無	5	○	○	○	○	有	全	・全ての支出に係る領収書 ・(経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容)	可	○	○	○	○		有						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適当と史料される支出について指導、助言等実施						
徳島県	① 党派のみ	200	③ その他 会派に前払い後、会派から所属議員に精算払い	② 四半期	無	5	○	○			有	全	・政務活動の実施内容を記載した書面及び領収書等の写し(活動報告書兼領収書等添付票、領収書、収支報告書(所属議員分、党派分)、自動車使用記録簿、印刷成果物、郵送費を計上した場合の発送物の写し、議員が開催した会議(県政報告会や意見交換会等)に係る開催通知(案内文)及び会議次第、事務所状況報告書、勤務実績兼領収書、雇用契約書、職員従事協定書等) ・支出した事実を証すべき書面は領収書を徴することが困難であるが、社会習性その他の事情により領収書等を取付することが困難なときは、政務活動費による支出の用途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面(支払証明書)の写しをもって領収書の写しに代えることができる。(例:JR、モバイル、地下鉄、路線バスの運賃等)	可	○	○				有					有						【所属議員分】所属議員からの交付請求時に、支出報告書を会派の代表者等に提出させる。審査に当たっては、議会事務局から意見を聴取し、議会事務局は、内容を確認し、必要に応じて、会派の代表者等に確認要請を行う。会派の代表者等は、適正と認められる支出について、精算払い。 【会派分】会派の経理責任者からの会派支出額報告時に、支出報告書を会派の代表者に提出させる。審査に当たっては、議会事務局から意見を聴取し、議会事務局は、内容を確認し、必要に応じて、会派の代表者に確認要請を行う。会派の代表者は、適正と認められる支出について、充当額を決定。(③④)	
香川県	② 議員のみ	300	① 前払い	② 四半期	有 特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全	全ての支出に係る領収書	可	○		○			有						合会参加報告書						

都道府県名	交付の対象		交付方法	交付時期	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無	収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無				収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無				収支報告書の検査主体					備考				
	その他の内容	議員月1額人当り（千円/月）					②～⑤の場合の支払時期	意見聴取した第三者（機関）等の名称	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可	添付が義務付けられる書類等				添付が義務付けられる書類等				①第三者（個人） ②第三者機関 ③党派 ④議会事務局 ⑤その他	①の内容	②の内容	③の内容	④の内容		検査方法			
											①	②	③	④	①	②	③	④								①	②	③
愛媛県	②議員のみ	330	①前払い	②四半期	無	5					有	全て	領収書その他証拠書類の写し	可					有	○							収支報告書及び領収書等について、マニュアルの使途基準に沿っているか確認し、必要に応じて助言等を実施。	
高知県	③党派及び議員	280	①前払い	②四半期	無	5					有	全て	会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し	可					有						会派の経理責任者、会派代表者等	・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い(③) ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施(④)		
福岡県	①党派のみ	500	①前払い	①毎月	無	5					有	全て	支出に係る領収書(写)または支払を証明する書類(引き落とし通帳の写し、クレジットカードの利用明細等)	可					有	○				弁護士、公認会計士	議長への提出前に領収書等支出書類を確認し、使途基準を踏まえて助言を行う。	収支報告書、領収書等の公開方法②は、個別の閲覧請求により図書室での閲覧として公開		
佐賀県	①党派のみ	300	②精算払い	②四半期	無	5					有	全て	領収書、支払証明書等	可					有	○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施		
長崎県	③党派及び議員	300	①前払い	②四半期	無	5					有	全て	全ての支出に係る領収書	可					有	○				弁護士、公認会計士、大学教授	第三者（個人）は検査は行わないが、必要に応じて指導、助言を実施			
熊本県	①党派に交付②議員に交付③党派及び議員に交付の3つの方法から党派ごとに選択	300	①前払い	②四半期	無	5					有	全て	領収書等証拠書類の写し	可					有	○						収支報告書及び添付書類を検査し、充当の可否について助言を実施		
大分県	①党派のみ	300	①前払い	①毎月	無	5					有	全て	・全ての支出に係る領収書・会計帳簿	可					有	○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施(④)		
宮崎県	③党派及び議員	300	①前払い	②四半期	無	5					有	全て	全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可					有	○						収支報告書及び添付書類をチェックし、疑義が生じるような支出等については指摘、確認等を行う。		
鹿児島県	①党派のみ	300	①前払い	②四半期	無	5					有	全て	・事業実績報告書 ・領収書その他の証拠書類の写し	可					有	○						収支報告書等を議長提出後、 ・必要な証拠書類が添付されているか ・記載された金額に誤りがないか ・不適当な経費に充当していないか 等を確認		
沖縄県	③党派及び議員	250	①前払い	②四半期	無	5					有	全て	領収書、会計帳簿（一覧）、広報誌等成果物	可					有	○						・各議員及び会派から提出された収支報告書及び領収書等添付書類について、不適正な支出等がないか確認した上で、助言等実施		
計	① 16団体 ② 8団体 ③ 20団体 ④ 3団体		① 40団体 ② 1団体 ③ 6団体 ④ 0団体 ⑤ 1団体	① 11団体 ② 34団体 ③ 1団体 ④ 0団体 ⑤ 1団体		39団体 26団体 33団体 15団体					47団体			47団体 24団体 26団体 32団体 16団体					44団体 28団体 34団体 13団体 30団体					43団体 27団体 24団体 29団体 14団体	42団体 2団体 5団体 8団体 40団体 2団体			